資料１

平成１６年度第１回大阪府土壌・地下水汚染対策検討委員会での主要なご意見
[「地下水採取による地下水位等への影響」に関して]

□ 地下水採取量の把握は重要であり、きっちりと事業者を指導されたい。

□ 専用水道で地下水を採取すると、近接する地点で汚染された地下水が動くかも知れない。地下水の本体そのものが地下水採取によりどうなるか。また、地下水採取深度の違いや、その取水に見合う涵養がどういうメカニズムで起こっていくかという現象面での追求も行っていかなければならない。

□ 大阪平野で大量に地下水採取すると今すぐではないが、ある時期より急に広域的な地盤沈下が再進行するのではないかと危惧している。大阪平野で取水できる帯水層は限られている。１００～３００m^3／日程度の専用水道でも数が増え続ければ、高い確率で地盤沈下が起きるのではないかと思う。地下水位と採取量の把握が重要。専用水道をやめさせるのではなく、取水量を規制するかどうかについて検討すべきではないか。ポイントでの地下水採取量や周辺の地下水位のデータが、シミュレーションには有効なので、データ収集を行う際には、是非項目として入れておくべきである。

□ 専用水道だけでなく、どの地点でどれだけ取水しているのか、全ての井戸が把握できるよう図面化されたい。また、農業用の井戸についてはどうか。

□ 農業用井戸については、地下水採取量報告による把握の他に、灌漑面積から農業用水量（採取量）や採取地点を推定する方法もある。

□ 農業用井戸については、ストレーナーの位置、ポンプ吐出口断面積など、所有者は把握していない場合が多いので、調査方法を検討する必要がある。

□ 専用水道のストレーナーは深いところ、農業用のストレーナーは浅いところにある。問題をわけて考える必要があるのではないか。

□ 地下水は公水と考える。一定量の地下水採取なら水資源とみなし対価を払うべき。将来的には府内で最大これだけ利用できるという範囲内で地下水を利用すべきと考える。

□ 民法２０７条にあるとおり、現状で地下水は私水といわれているが、今後、公水、私水についてどう判断すればよいか。大深度地下開発では、上の人が事実上影響を受けない程度に深い位置に築造される場合は開発できる。ただし、その開発は公共の用に供する場合に限られるようだ。地下水採取で、地下水汚染が生じることになり、不特定多数の人に健康に悪影響を与えるならば、もはや私水ではないのではないか。

□ ミネラルウォーター用の地下水等に税金をかけようとしている事例がある。ミネラルウォーター協会は反対している。しかし行政は水位や水質のモニタリングに金をかけているのだから、負担金を取っているというのも理屈が通っている。相当しっかりしたシミュレーションを行った上で、地下水が公水であるということがいえるように理屈づけをする必要がある。

□ ヨーロッパでは、公水として地下水採取に税金をかけている。その代わりに涵養に税金を投入している。このことについても調べられたい。